

証券検査をめぐる最近の動向 ～登録金融機関業務における内部管理態勢～

平成27年9月2日

証券取引等監視委員会 事務局 証券検査課

証券検査指導官 山口 己喜雄

目次

I 証券監視委の活動状況

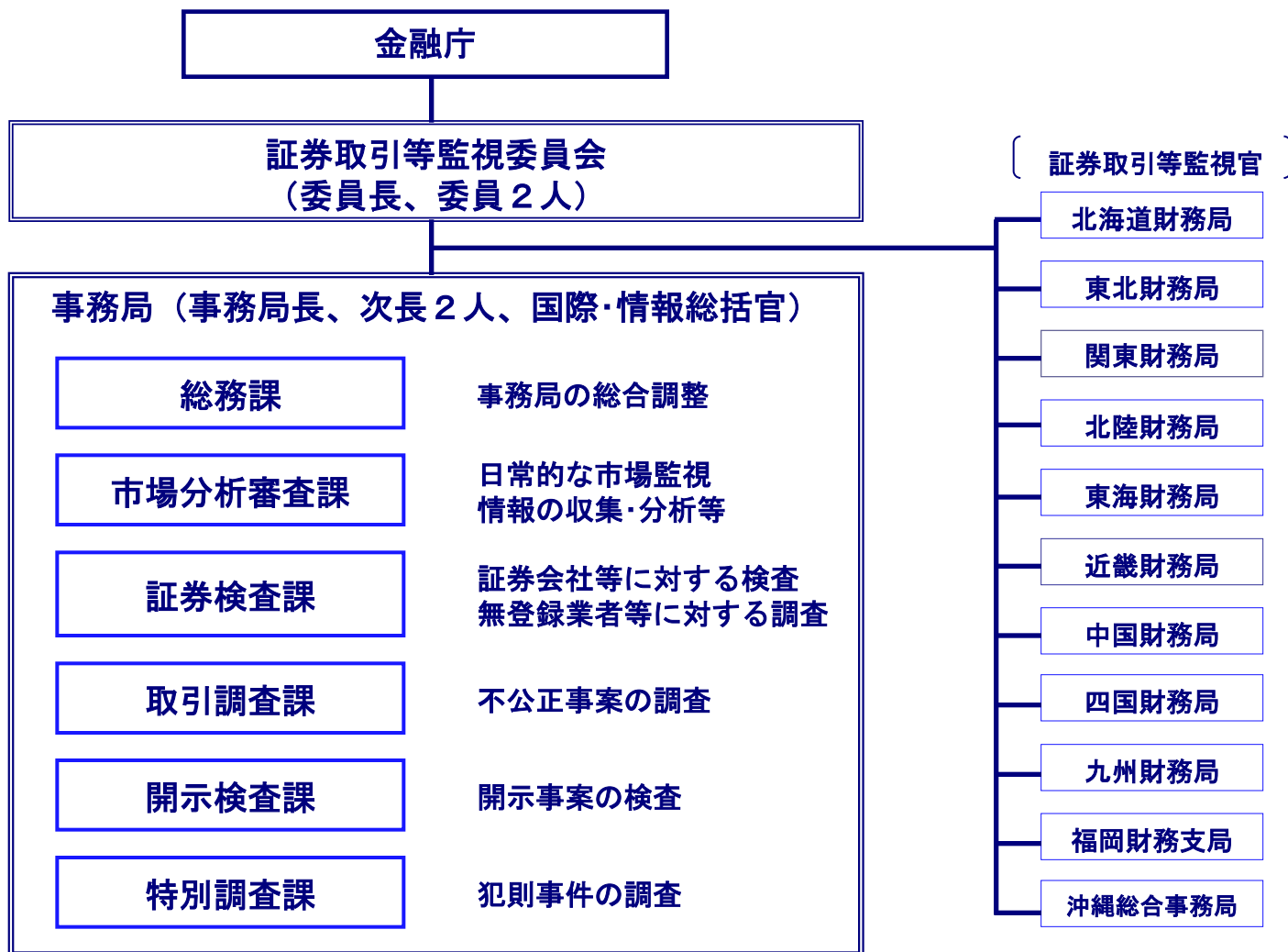
- 1 証券取引等監視委員会の組織
- 2 証券取引等監視委員会活動方針
- 3 証券検査実施状況等

II 証券検査

- 1 証券検査の枠組み
- 2 証券検査に関する基本指針
- 3 平成27年度証券検査基本方針
- 4 平成27年度証券検査基本計画
- 5 金融商品取引業者等検査マニュアル
- 6 金商業者等向けの総合的な監督指針
- 7 登録金融機関に関する主な規定
- 8 登録金融機関に対する検査指摘事例

I 証券監視委の活動状況

1 証券取引等監視委員会の組織



2 証券取引等監視委員会活動方針(1)

公正な市場の確立に向けて～「市場の番人」としての今後の取組み～

1. 証券監視委の使命

市場の公正性・透明性の確保
投資者の保護

2. 基本的な考え方

金商法の累次の改正、ITの活用等による金融商品・取引のイノベーションの進展、海外との間のクロスボーダー取引の拡大等に対応するため、市場の動向を常に注視し、対応を要する問題にタイムリーに取り組む

- (1) 機動性・戦略性の高い市場監視
- (2) 市場のグローバル化に対応した監視力の強化
- (3) 市場規律の強化に向けた取組み

2 証券取引等監視委員会活動方針(2)

公正な市場の確立に向けて～「市場の番人」としての今後の取組み～

3. 重点施策

- (1) 情報力に支えられた機動的な市場監視
- (2) 重大・悪質な不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応
- (3) ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施
- (4) 不公正取引等に対する課徴金制度の活用
- (5) 検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施
- (6) 詐欺的な営業を行う悪質業者等への対応
- (7) 情報発信の充実
- (8) 自主規制機関等との連携

3 証券検査実施状況等(1)

➤ 証券検査実施状況 (着手ベース)

年度	22	23	24	25	26	業者数
第一種金融商品取引業者	91	85	57	69	77	277
第二種金融商品取引業者	6	14	20	108	72	1,234
投資助言・代理業者	36	40	40	29	42	989
投資運用業者	15	9	36	16	15	328
登録金融機関	28	32	28	9	1	1,087
適格機関投資家等特例業務届出者	2	6	21	23	31	3,213
金融商品仲介業者	1	9	9	8	18	818
信用格付業者	0	4	3	0	2	7
自主規制機関	1	0	0	3	3	13
投資法人	6	2	0	3	2	69
その他	0	1	0	3	3	-
合計	186	202	214	271	266	7,945

3 証券検査実施状況等(2)

➤ 問題点が認められた金融商品取引業者等の数

年度	22	23	24	25	26
問題点が認められた業者等の数	105	87	102	118	105
うち 不公正取引に関するもの	9	7	6	5	7
うち 投資者保護に関するもの	45	46	52	65	71
うち 財産・経理等に関するもの	18	31	11	9	19
うち その他業務運営に関するもの	71	58	71	69	52

※ 区分欄の「不公正取引に関するもの」等の各項目に重複する会社等があるため、各項目の合計数と「問題が認められた業者等の数」は一致しない

3 証券検査実施状況等 (3)

➤ 金融商品取引業者等の検査結果等に基づく勧告

証券取引等監視委員会は、証券検査の結果、重大な法令違反等が認められた場合、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分等を求める勧告を行う

年度	22	23	24	25	26
勧告件数	19	16	20	18	16
検査結果に基づく勧告	19	16	18	18	16
うち委員会検査実施分	4	7	7	6	5
うち財務局等検査実施分	15	9	11	13	11
取引調査・犯則事件調査に基づく勧告	—	—	2	—	1

3 証券検査実施状況等(4)

➤ 適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表

年度	22	23	24	25	26
公表件数	1	—	13	1	17

➤ 裁判所への禁止命令等の申立て

年度	22	23	24	25	26
申立て件数	2	3	1	2	6
うち 無登録業者等	1	3	1	2	6
うち 無届募集	1	—	—	—	—

➤ 建議

年度	22	23	24	25	26
建議件数	2	1	1	—	1

3 証券検査実施状況等(5)

➤ 課徴金納付命令に関する勧告

年度	22	23	24	25	26
勧告件数	45	29	41	51	50
うち 取引調査	26	17	25	35	38
うち 国際取引等調査	—	1	7	7	4
うち 開示検査	19	11	9	9	8

➤ 刑事事件の告発件数等

年度	22	23	24	25	26
告発件数	8	15	7	3	6
告発人数	15	46	26	3	12

3 証券検査実施状況等(6)

➤ 取引審査実施状況

年度	22	23	24	25	26
取引審査件数	691	913	973	1,043	1,084
うち 価格形成に関するもの	54	73	84	86	94
うち 内部者取引に関するもの	613	819	875	943	978
うち その他	24	21	14	14	12

3 証券検査実施状況等(7)

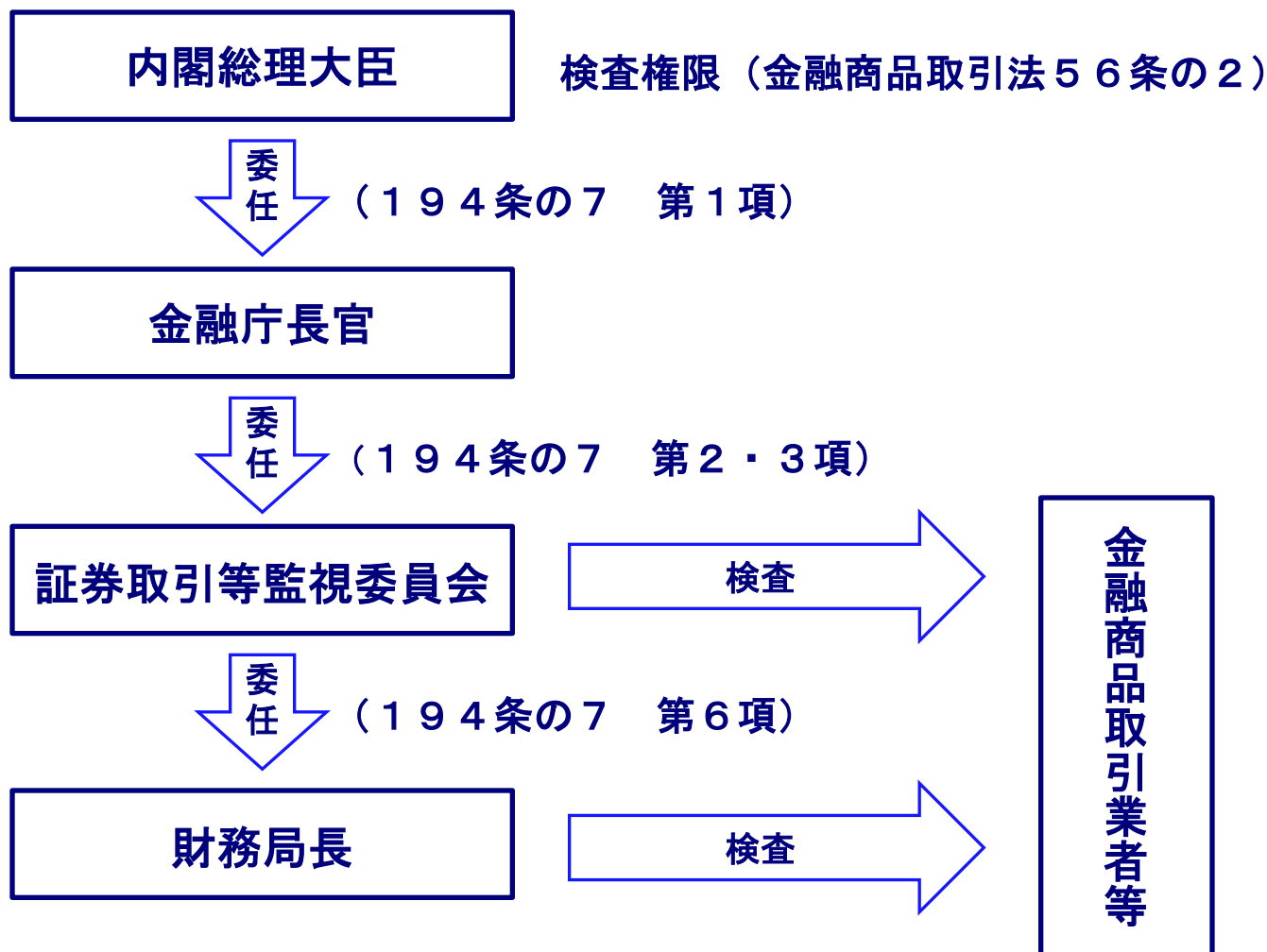
➤ 情報の受付状況

年度	22	23	24	25	26
受付件数	6,927	6,179	6,362	6,401	5,688
うち 個別銘柄に関する情報	3,640	3,227	3,751	4,040	3,904
うち 発行体に関する情報	597	440	436	402	410
うち 金商業者に関する情報	1,142	878	790	907	652
うち その他の情報	1,548	1,634	1,385	1,052	722

Ⅱ 証券検査

1 証券検査の枠組み(1)

➤ 金融商品取引業者等に対する検査権限



1 証券検査の枠組み(2)

検査実施

- ・ 証券検査に関する基本指針
- ・ 証券検査基本方針及び証券検査基本計画
- ・ 金融商品取引業者等検査マニュアル
- ・ 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

検査結果に基づく公表

- ・ 検査における主な指摘事項
- ・ 最近の証券検査における指摘事項に係る留意点
- ・ 金融商品取引業者等に対する証券検査における指摘事例集
- ・ 金融商品取引業者等に対する検査結果に基づく勧告について
- ・ 適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等について
- ・ 証券取引等監視委員会の活動状況

2 証券検査に関する基本指針(1)

I 検査の基本事項

1. 検査の使命と基本原則

証券取引等監視委員会の検査は、公益又は投資者保護を図ることを目的として、法令に基づき、検査対象先の業務又は財産の状況等を検証することにより、経営管理及び業務運営の状況等を的確に把握し、検査対象先に問題点を通知するとともに、必要に応じて、内閣総理大臣（金融庁長官）に対して、適切な措置若しくは施策を求め、又は監督部局に対して、必要な情報を提供する等の措置を講ずることを使命とする

2 証券検査に関する基本指針(2)

I 検査の基本事項

1. 検査の使命と基本原則

検査においては、法令等（法令、法令に基づく行政官庁の処分又は金融商品取引業協会若しくは金融商品取引所の定款その他の規則をいう。以下同じ。）違反行為のみならず、内部管理態勢等の適切性・実効性の検証を行い、問題の把握に努める必要があるほか、検査対象先との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等に係る認識の共有に努める必要がある

2 証券検査に関する基本指針 (3)

I 検査の基本事項

1. 検査の使命と基本原則

(1) 証券検査の目的

- ① 証券検査は、金融商品取引業者等に対して、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護を図るための内部管理態勢の構築を促すこと
- ② 証券検査は、金融商品取引業者等の財務の健全性を含めたリスク管理態勢の適切性の確保
- ③ 証券検査は、金融商品取引業者等に対して、ゲートキーパーとしての役割の自覚を促すこと

2 証券検査に関する基本指針(4)

I 検査の基本事項

1. 検査の使命と基本原則

(2) 証券検査の方法

- ① 証券検査においては、双方向の対話を軸とする
- ② 証券検査においては、内部管理態勢等の構築に責任を有する経営陣の認識の把握に努めるものとする
- ③ 証券検査においては、全体を広く鳥かんしつつ重大な問題を捉えるようにする
- ④ 証券検査は監督部局と十分連携して行うものとする

3 平成27年度証券検査基本方針(1)

《基本的考え方》

➤ 証券検査の役割

市場の公正性・透明性を確保し、投資者保護を図るため、金商業者などの自己規律を促しつつ、法令等違反行為には厳正に対処することなどにより、安心して投資できる環境を保つ

➤ 証券検査を巡る環境と課題

- ・ 検査対象業者の拡大増加（約8,000社）
- ・ 商品・取引の多様化・複雑化
- ・ HFT（高頻度取引）、DMA（ダイレクト・マーケット・アクセス）等の取引拡大
- ・ ファンド販売による個人投資家・消費者被害の拡大

3 平成27年度証券検査基本方針(2)

《基本的考え方》

- **効率的・効果的で実効性ある証券検査の実施**
 - ・ 情報の収集・分析能力を強化し、リスク・ベースで検査対象先を選定
 - ・ 市場横断的なテーマや共通の課題に対して、特定事項に焦点を絞った検査を実施
 - ・ 業態、規模、特性等を踏まえ、双方向の議論により、業務運営の改善を促す

- **金融モニタリング基本方針を踏まえた検査**
 - ・ オン・オフの一体化など金融庁との連携
 - ・ 同方針の重点施策及び監督上の着眼点にも着目した検査の実施
 - ・ 検査対象先の実態把握、より優れた業務運営に向けた認識の共有

3 平成27年度証券検査基本方針(3)

《証券検査における検証事項》

➤ 業態等に応じた重点検証事項

・ 大規模証券会社グループ等

フォワードルッキングな観点からの内部管理・経営管理・リスク管理態勢等の検証

・ 第一種金商業者

法人関係情報管理態勢、DMA等に係る売買管理態勢、引受業務の適切性、財務の健全性、テロ資金対策、FX業者の取引の適切性・為替変動に対するリスク管理

・ 第二種金商業者等（ファンド業者）

業務運営の適切性、法令等遵守態勢、海外ファンド販売にかかる顧客勧誘等の適切性

3 平成27年度証券検査基本方針(4)

《証券検査における検証事項》

➤ 業態等に応じた重点検証事項

・ 投資運用業者等

デュー・ディリジェンス及びモニタリングの実効性、
投資勧誘の適切性、利益相反管理態勢

・ 特例業務届出者

虚偽告知、出資金流用、特例業務要件、出資・運用の
管理状況等の検証、検査結果公表など引き続き厳正に
対処

・ 無登録業者

無登録でのファンド販売等、重大な金商法違反は裁判
所への申立てなど引き続き厳正に対処

3 平成27年度証券検査基本方針(5)

《証券検査における検証事項》

➤ 業態横断的な重点検証事項

- **適切な金融商品の勧誘・販売や顧客対応に係る検証**
適合性原則、投資信託の販売・解約時や店頭デリバティブ取引等の販売における説明、高齢顧客・NISA利用者等への勧誘・説明態勢
- **システムリスク管理態勢の適切性・実効性**
情報セキュリティ管理、サイバーセキュリティ対策、業務継続計画の実効性、経営陣の関与
- **反社会的勢力との関係遮断に係る検証**
一元的な管理態勢、取引の未然防止、事後検証、取引解消に向けた取組み等

3 平成27年度証券検査基本方針(6)

《証券検査における検証事項》

➤ 一般検証事項

検査マニュアル等を活用して内部管理態勢等の検証、
問題の背後にある内部管理態勢等の適切性の検証

4 平成27年度証券検査基本計画

- 計270社（うち財務局等が220社）を目途として証券検査を実施
- 登録事項検査
- クラウドファンディング業者に係る検査態勢の整備
- 特例業務届出者の検査対象先のカバレッジの向上に向け一層の工夫
- 検査忌避等に厳正に対処

5 金融商品取引業者等検査マニュアル(1)

➤ 金融商品取引業者等のあるべき姿

・ 経営管理態勢

金融商品取引業者等は、金融商品市場の担い手としての重大な社会的責任を認識し、投資者保護と公正な市場形成の観点から適切な経営を行わなければならない。具体的には、経営陣が課された個々の役割を十分に果たすとともに、適切な経営方針の確立、監督態勢（指示・報告系統等）や内部管理・リスク管理態勢の整備等を行った上で、これらがその機能を適切に発揮し、業務が的確に遂行されるための経営管理を行うべきである。

5 金融商品取引業者等検査マニュアル(2)

➤ 金融商品取引業者等のあるべき姿

▪ 法令等遵守態勢

金融商品取引業者等は、金融商品市場の公正性及び投資者からの信頼を確保するとの観点から、法令等を厳格に遵守し健全かつ適切な業務運営に努めるための法令等遵守態勢を整備すべきである

▪ 内部管理態勢

金融商品取引業者等は、投資者に対して誠実かつ公正にその業務を営むことが自ら果たすべき役割であることを認識し、顧客管理、営業員管理、売買管理・審査など、その全ての業務が適切に行われているかを確認するための内部管理態勢を整備すべきである

5 金融商品取引業者等検査マニュアル(3)

➤ 金融商品取引業者等のあるべき姿

・ リスク管理態勢

金融商品取引業者等は、その営む業務に内在する種々のリスクを正確に把握し、これが実現することにより生じ得る損失を適切に管理することが、投資者保護ひいては金融システムの安定に欠かせないことを認識し、自己資本規制比率の適正水準での維持（第一種金商業者に限る。）や必要なリスク管理態勢を整備すべきである

・ 監査態勢

金融商品取引業者等は、法令等の遵守状況や各種施策の機能を適宜、若しくは定期的に評価・改善することが投資者の信頼保持に資するものであることを認識し、客観的かつ厳正な評価を行うための内部監査又は外部監査を行う態勢を整備すべきである

5 金融商品取引業者等検査マニュアル(4)

➤ 金融商品取引業者等のあるべき姿

▪ 危機管理態勢

金融商品取引業者等は、通常想定し得ない危機が発生した場合にも、その機能を極力維持することが、市場ひいては社会における無用の混乱の抑止に繋がることを認識し、可能な限りこれを回避、予防するための危機管理態勢を整備すべきである

6 金商業者等向けの総合的な監督指針

➤ VIII-1 業務の適切性（登録金融機関）

登録金融機関の業務の適切性については、

III-2 業務の適切性（共通編）（除外あり。以下同じ）

IV-1-3 利益相反管理体制の整備

IV-3-1 有価証券関連業に係る業務の適切性

IV-3-3 店頭デリバティブ取引業に係る業務の適切性

IV-3-4 電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者に係る業務の適切性

V-2 業務の適切性（第二種金融商品取引業）

V-2-4 電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者に係る業務の適切性

VI-2 業務の適切性（投資運用業）

VII-2 業務の適切性（投資助言・代理業）

に準ずるほか、以下の点に留意するものとする

➤ VIII-1-1 個別業務の適切性

➤ VIII-1-2 優越的地位の濫用防止

➤ VIII-1-3 協会未加入登録金融機関に関する監督上の留意点

7 登録金融機関に関する主な規定(1)

- 届出の効力発生前の有価証券の取引禁止及び目論見書の交付 (15条)
- 適格機関投資家向け勧誘の告知等 (23条の13)
- 金融機関の登録 (33条の2)
- 変更の届出 (33条の6)
- 特定投資家への告知義務 (34条)
- 顧客に対する誠実義務 (36条)
- 標識の掲示 (36条の2)
- 名義貸しの禁止 (36条の3)
- 広告等の規制 (37条)
- 取引態様の事前明示義務 (37条の2)
- 契約締結前の書面の交付 (37条の3)
- 契約締結時等の書面の交付 (37条の4)
- 保証金の受領に係る書面の交付 (37条の5)
- 指定紛争解決機関との契約締結義務等 (37条の7)

7 登録金融機関に関する主な規定(2)

禁止行為 (38条)

損失補てん等の禁止 (39条)

適合性の原則等 (40条)

最良執行方針等 (40条の2)

分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止 (40条の3)

特定投資家向け有価証券の売買等の制限 (40条の4)

二以上の種別の業務を行う場合の禁止行為 (44条)

業務に関する帳簿書類 (48条)

事業報告書の提出等 (48条の2)

金融商品取引責任準備金 (48条の3)

休止等の届出 (50条)

外務員の登録 (64条)

店頭デリバティブ取引の清算集中 (156条の62)

法定帳簿の作成、保存等 (188条)

7 登録金融機関に関する主な規定(3)

(有価証券等管理業務)

善管注意義務 (43条)

分別管理 (43条の2)

デリバティブ取引等に関する分別管理 (43条の3)

顧客の有価証券を担保に供する行為等の制限 (43条の4)

(投資助言業務)

顧客に対する義務 (41条)

禁止行為 (41条の2)

有価証券の売買等の禁止 (41条の3)

金銭又は有価証券の預託の受入れ等の禁止 (41条の4)

金銭又は有価証券の貸付け等の禁止 (41条の5)

8 登録金融機関に対する検査指摘事例(1)

【事例 1】

投資信託の乗換勧誘の際に重要な事項について説明を行っていない状況

当社においては、投資信託の乗換勧誘を行うに際し、営業員が売却銘柄に係る概算損益について説明していない事例が多部店にわたり多数認められた

また、コンプライアンス部門等は、そのような不適切な乗換勧誘が行われている状況を看過しているなど、当社において、投信の乗換勧誘について十分な牽制機能が果たされているとは認められなかった

8 登録金融機関に対する検査指摘事例(2)

【事例2】

償還（換金）乗換優遇制度非適用に伴う顧客の不要な買付手数料負担

当社は、償還（換金）乗換優遇制度を適用している投資信託について、営業員等が乗換えを行った顧客に対して当該制度利用の確認を行わなかったこと等から、本来負担する必要のない買付手数料等を顧客に負担させていた

8 登録金融機関に対する検査指摘事例(3)

【事例3】

優越的地位の濫用による投資信託販売の防止措置が適切に講じられていないと認められる状況

当社は、インターネットを利用した投資信託の買付けや解約については、営業員が優越的地位を濫用する恐れがないとして、コンプライアンス部門への事前協議の対象外としていたことから、顧客が社内ルールで禁止されている融資金による投資信託の買付けを行うに際し、事前協議を行った場合には買付けが承認されないと判断した上司の指示により、営業員が顧客に対し、インターネット取引による投資信託の買付けを依頼し、買付けに至っている事例が認められた

8 登録金融機関に対する検査指摘事例(4)

【事例4】

店頭デリバティブ取引に係る説明等の不備

当社は、店頭デリバティブ取引契約にあたり、契約締結前書面や商品説明資料を用いて当該取引の内容やリスクについて説明を行っているが、当該書面等において金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針により説明責任に係る留意事項として定められている「金融指標等の水準等に関する最悪シナリオを想定した解約清算金の試算額」が記載されておらず、かつ、実際の取引時においても顧客に対し説明が行われていなかった

8 登録金融機関に対する検査指摘事例(5)

【事例5】

契約締結前交付書面の未交付等

当社は、国債に係る振替決済口座を開設する際に、顧客に交付すべき契約締結前交付書面を作成しておらず、顧客に対し交付していなかった

【事例6】

契約締結時交付書面の交付が遅滞している状況

当社は、国債の販売に係る契約締結時交付書面の交付時期を、事務フロー上、国債の発行日としていたことから、契約締結から1ヶ月後に当該書面を交付している事例等、交付が遅滞して行われた状況が認められた

8 登録金融機関に対する検査指摘事例(6)

【事例7】

広告審査態勢の不備

当社は、個人向け国債に係る広告等において、利率について誤った数字をホームページに掲示し、また、それを掲載した広報誌を顧客に配布していた

【事例8】

外務員登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせる行為

当社個人部ダイレクトバンキングセンター長は、外務員登録を受けていない同センターに所属する派遣社員及びパート社員に、電話による個人向け国債の勧誘を行わせていた

8 登録金融機関に対する検査指摘事例(7)

【事例9】

損失補てんを申し込む行為

当社A支店長は、当社が販売した仕組債に多額の評価損が発生した顧客の親族から、仕組債の勧誘に問題があったと指摘され、販売した責任などとして、仕組債の解約後の資金を定期預金にした場合の金利上乘せを検討して欲しいなどの要求に応じ、金利優遇の提示を行った

当社のコンプライアンス室等は、A支店長から仕組債の損失の発生に端を発して金利優遇を求められた旨の報告・相談を受けていたにもかかわらず、その事実調査や適法性、妥当性の検討、指導を行わなかった

8 登録金融機関に対する検査指摘事例(8)

【事例10】

顧客の注文を適切に発注する体制が整備されていない状況

顧客の投資信託に係る注文を適切に発注する体制が整備されていないため、投資信託の売付発注が遅延し顧客に損失を及ぼしている事例が認められた

【事例11】

顧客の計算に属する金銭について分別管理を行っていない状況

当社は、投資信託の分配金等について、「預金」ではなく「その他負債」としての管理やオフバランスでの処理を行っているところ、顧客分別金として自己の固有財産と分別して管理せず、信託銀行等に信託していない状況が認められた

8 登録金融機関に対する検査指摘事例(9)

【事例12】

個人データに係る管理態勢の不備

当社は、個人情報管理に係る担当部署が個人データ管理台帳の定期的な見直しを行っていなかったことなどから、投資信託販売業務に係る顧客カード等、個人情報記載した帳票のすべてが個人データ管理台帳に登録されていない状況が認められた

さらに、当社では、個人データ管理台帳に係る取扱規程等を定めていなかったことから、本部各部及び各営業店では、個人データ管理台帳を整備するといった認識がないなど、当社の個人データに係る管理態勢には不備が認められた

8 登録金融機関に対する検査指摘事例(10)

【事例13】

反社会的勢力との取引遮断のための体制が不十分な状況

当社は、反社会的勢力との取引遮断に係る行内の体制整備がなされる以前に投資信託等の口座を開設した者が、当行と金融商品取引の契約を締結する場合の取扱いについて、マニュアル等において何ら定めておらず、当該契約の際に、本店営業部及び各営業店から、反社会的勢力に関する一元管理等を行う担当部署に対し、その該当性に係る情報照会を行う体制となっていないなど、当行における反社会的勢力との取引遮断のための体制は実効性が確保されていない状況となっている

8 登録金融機関に対する検査指摘事例(11)

【事例14】

疑わしい取引の届出の未提出

当社は、登録金融機関業務において、顧客が口座開設後に反社会的勢力に該当すると判明した場合に、当社内での当該情報の共有を図る態勢が構築されていたことから、疑わしい取引の届出が漏れていた

8 登録金融機関に対する検査指摘事例(12)

【事例15】

証券事故の該当性を検討する態勢が整備されていない状況

当社は、顧客から投資信託の定時定額買付の中止依頼を受けていたにもかかわらず、営業員の失念により買付が行われた

その後、顧客からの申し出を受け、定時定額買付の中止手続き及び投資信託の解約手続きを行っているが、証券事故としての対応をすることなく通常に解約した結果、顧客は買付資金を下回る金額で解約し損失が発生した

当社においては、証券事故発生時に適切な顧客対応を行うための内部管理態勢が不十分な状況であると認められた

8 登録金融機関に対する検査指摘事例(13)

【事例16】

誤った事業報告書が提出されている状況

登録金融機関業務の状況（店頭デリバティブ取引等の状況や登録金融機関業務に係る受入手数料の状況等）について、一部記載誤りのある事業報告書を当局に提出していた

【事例17】

登録事項の変更届出が行われていない状況

使用人（法令等を遵守させるための指導に関する業務を統括する者及びその者の権限を代行し得る地位にある者）が変更となったにもかかわらず、当局への変更届出を行っていなかった

8 登録金融機関に対する検査指摘事例(14)

【事例18】

金融商品仲介に係る業務の運営が不適切な状況

当行は、子会社である証券会社と金融商品仲介業務委託契約を締結する一方で、社内規程において、当該業務について行う範囲を証券口座開設業務に特化し、子会社証券会社の取り扱う金融商品に係る販売勧誘を禁止している。

しかしながら、経営陣主導のもと、そもそも社内規程上禁止されるため勧誘行為を実施する際の管理態勢が構築されていない中で、当該子会社証券会社からの受入手数料収入に係る収益獲得を優先し、目標達成に向けた推進がなされ、当該行為が多発している状況が認められた

ご清聴ありがとうございました

情報提供は

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/index.html>

tel: 0570-00-3581

(一部のIP電話等からは03-3581-9909)

年金運用ホットラインは

<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>

tel: 03-3506-6627

公益通報の通報・相談は

<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

tel: 03-3581-9854